

労働衛生意識の高揚と労働衛生管理活動の促進により健康に働ける職場環境を

名古屋北労働基準監督署長 野原敏裕



日頃より労働衛生対策の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第67回全国労働衛生週間が、『健康職場つくる まもるは みんなが主役』をスローガンに10月1日から7日まで全国一斉に実施されています。

会員の皆様におかれましては、既に9月の準備期間中から日常の労働衛生活動の総点検を行うほか、各種の取り組みを実施していただいていることと思いますが、本週間においては、その総括として事業者等による職場巡視、スローガンの掲示、労働衛生に関する講習会の開催等を行うことにより労働衛生意識の高揚と

労働衛生管理活動の促進を図り、より健康に働ける職場環境の形成を目指していただきますようお願いいたします。

平成27年の当署管内の休業4日以上の上業務上疾病の被災者数は、64名と平成26年より6名減少しましたが、愛知県内の被災者数305人の約20%を占めています。また、そのうち、死亡者数は、平成26年は過重労働（脳・心臓疾患）で2名、平成27年は、熱中症1名、化学熱傷1名の2名となっております。依然として重篤な災害が発生している状況にあります。

一方、平成27年の一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、愛知県全体では、50・4%、全国では53・6%となっておりますが、当署管内の割合は、56・7%と非常に高くなっています。また、検査項目別に見てみると、脳・心臓疾患につながる血中脂

質の有所見率が34・1%と最も高くなっています。

その他、脳・心臓疾患や精神障害による労災請求件数も、高い水準で推移しており、健康確保を図る上で労働者を取り巻く環境は決して良好とは言えない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当署では、第12次労働災害防止計画（平成25年から平成29年まで）に基づき、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、①化学物質対策、②メンタルヘルス対策、③過重労働対策、④腰痛、熱中症予防対策、⑤受動喫煙防止対策を推進しております。

つきましては、これらの対策の推進につき、ご理解とご協力をお願いするところですが、特に、化学物質対策については、本年6月1日から、化学物質に対するリスクアセスメントが義務化されたところであるので、化学物質を取り扱う事業場に

おかれましては、SDS（安全データシート）を入手し、適切なリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ必要な措置を講じるようお願いいたします。また、メンタルヘルス対策については、その重要性を認識いただき、昨年12月から義務化されたストレスチェックを、毎年1回適切に実施するとともに、メンタルヘルス指針に基づく取り組みの実施をお願いします。

最後になりますが、健康管理・衛生管理は、経営トップのリードのもと、労使一体となって取り組む課題です。皆さまの職場がさらに健康で明るい職場となりますよう、この全国労働衛生週間を機会に、各職制がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的な労働衛生管理活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。